## 事業概略書

ツ東子 - 気体学により、蛙神陰宝子に分子で四級に		业事者。 完体学に F Z 集地陪审者に対する理解に進生に次する並及改
事 業	名	当事者・家族等による、精神障害者に対する理解促進等に資する普及啓発     方法の開発
事業目	的	本事業では、精神障害者本人の視点で整理し、理解を促進する必要があると考えられる。また、支援者が退院支援を実施する前の、退院に関心を持ち、退院し、自立するまでの過程とその特徴を、生活の場面ごとに、精神障害者本人を主人公とした映像コンテンツとしてまとめ、その家族や関係者のかかわり方について、啓発することも重要である。それらの検討結果を踏まえ、現に長期入院精神障害者が退院に向けた動機付けとなり、退
		院プロセス (どんなところで困ったり、どんなことについて支援を受けた
事 業 概	要	りできるのかなど)を記した映像コンテンツを作成することを目的とする。 本事業では、大きく分けて以下の4つの小事業を実施した。また、①~③ の事業の結果をとりまとめ、貴省への報告、公共への周知の手段として事業報告書及び事例集を作成した。 ①ドキュメンタリー映像作成委員会の開催・運営 精神障害当事者の方5名とアドバイザー1名による委員会を組成し、本事業の成果物である映像コンテンツの作成に関する検討を3回開催した。 ②既存コンテンツの把握 既存コンテンツを収集し、長期入院をしている精神障害者が地域移行をする際のインシデントポイントについて明らかにし、映像を制作する際の基礎情報及び参考情報とした。 ③映像作成検討会や既存コンテンツの把握を踏まえ、より実態に即したドキュメンタリータッチの映像コンテンツを作成した。 ④映像に対する評価 ③で作成した映像を、精神障害者本人、家族会や精神保健福祉士会などの専門職に見てもらい、その感想を言ってもらった。
事業実施結果 及び効果		成果物として、映像コンテンツを作成し、動画サイトや厚生労働省のホームページ等からでも見れるようにする予定である。また、地域移行に携わる専門職の方にも本映像コンテンツを活用していただき、地域移行の促進や地域の理解促進に役立ててもらうことを想定している。
事業主	体	郵便番号: 100-6921  所 在 地:東京都千代田区丸の内 2-6-1 丸の内パークビルディング 法 人 名: PwC コンサルティング合同会社 電話番号/E-MAIL: 03-6250-1200/takashi. tokairin@pwc. com (担当:東海林)

## (注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず 提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。